美浜 1,2 号炉廃止措置 審査資料				
資料番号	本文 10-1 改 1			
提出年月日	2021年11月1日			

美浜発電所1号炉及び2号炉 希ガスとよう素の管理について

> 2021年11月 関西電力株式会社

## 目 次

1.	はじめに1
2.	第1段階の希ガスとよう素について1
3.	第2段階以降の希ガスとよう素について1

## 1. はじめに

本資料は、美浜発電所1号炉及び2号炉で管理対象とする放射性気体廃棄物に ついて説明する。

## 2. 第1段階の希ガスとよう素について

第1段階では管理区域内設備の解体撤去を行わないため、運転中に発生した希 ガスが系統内に残存し、建屋の換気により放出されるとした。また、運転中に発 生したよう素(I-131及びI-133)については、半減期が短いことから、原子炉停 止からの減衰期間を考慮し、放出量は無視することとした。

## 3. 第2段階以降の希ガスとよう素について

第2段階以降に発生する主な放射性気体廃棄物は、管理区域内設備の解体撤去 に伴って発生する粒子状物質である。

第1段階で管理していた希ガスについては、第1段階で実施した作業に伴う系統開放等において系統内の希ガスは放出されており、第1表に示すとおり、第1段階中の原子炉補助建屋排気筒及び原子炉格納容器排気筒におけるサンプリングにおいて希ガスは全て検出限界濃度未満であることから、第2段階以降の希ガスの放出量は無視する。

よう素(I-131及びI-133)については、第1段階の時点で十分に減衰しており、放出量を無視していたことから、第2段階以降についても同様にその放出量は無視する。また、長半減期核種であるI-129については、解体対象施設の残存放射能調査の評価対象核種(55核種)に含んでおり、管理区域内設備の解体撤去に伴い発生する放射性気体廃棄物に含まれる核種として第2段階以降の周辺公衆の線量を確認しているが、I-129による周辺公衆の線量は無視できる程度( $10^{-6}~\mu$  Sv/y以下)であり、放出量は無視する。

第1表に示すとおり、第1段階中の原子炉補助建屋排気筒及び原子炉格納容器排気筒におけるサンプリングにおいて希ガス及びよう素全て検出限界濃度未満である。

第1表 美浜発電所1号炉及び2号炉からの放射性希ガス及び放射性よう素の 放出実績

年度	放射性希ガス(Kr,Xe) 放射性よう素(I-131,I-133)				
測定箇所	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
1 号炉原子炉格納容器	検出限界	検出限界	検出限界	検出限界	
排気筒	濃度未満	濃度未満	濃度未満	濃度未満	
1 号炉原子炉補助建屋	検出限界	検出限界	検出限界	検出限界	
排気筒	濃度未満	濃度未満	濃度未満	濃度未満	
2号炉原子炉格納容器	検出限界	検出限界	検出限界	検出限界	
排気筒	濃度未満	濃度未満	濃度未満	濃度未満	
2号炉原子炉補助建屋	検出限界	検出限界	検出限界	検出限界	
排気筒	濃度未満	濃度未満	濃度未満	濃度未満	

注:検出限界濃度は以下の通り。

放射性希ガス(Kr,Xe) :  $2\times10^{-2}$ ( $Bq/cm^3$ ) 放射性よう素(I-131) :  $7\times10^{-9}$ ( $Bq/cm^3$ ) 放射性よう素(I-133) :  $7\times10^{-8}$ ( $Bq/cm^3$ )